

新 旧 対 照 表

静岡県建設工事請負契約約款

改正前	改正後
<p>第 1 条～第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p> <p>ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び第 34 条第 2 項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>第37条～第52条 (略)</p>	<p>第 1 条～第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p> <p>ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び第 34 条第 2 項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>第37条～第52条 (略)</p>